

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【79】

2. 日時：令和4年2月4日 10時10分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理補佐、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他11名※

電源開発株式会社

原子力技術部 炉心・安全室 上席課長 他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の吉崎です。それでは本島根発電所発電所 2 号機の設工認のヒアリングで、放射線管理用計測装置の構成と、
0:00:12	それから工学的安全施設の作動信号の方の説明をお願いいたします。
0:00:20	中国電力の今井です。
0:00:22	それでは、説明を始めさせていただきます。本日は放射線管理用計測装置の構成、工学的安全施設等の起動信号についてご説明させていただきます。
0:00:33	説明方法としましては、前半のパートで放射線の方、後半パートで工学的安全施設の方をご説明させていただき、各々のパートで質疑応答させていただければと思っております。
0:00:47	それではまず資料のご説明をさせていただきます。
0:00:52	まず放射線科案。
0:00:53	利用計測装置の方の資料でございますが四つございまして、
0:00:58	N-Sに他 037、N-S2.1056、
0:01:03	N-S2.1056 括弧日。
0:01:06	N-S日報 010 回 01。
0:01:09	の四つございます。
0:01:11	また工学的安全施設の方につきましても、四つございまして、
0:01:16	N-Sに他 038N-S2.105 に、
0:01:21	N-S2.105 に括弧費。
0:01:24	熱日報 00904。
0:01:28	の四つございます。いずれも提出日は 1、2022 年 1 月 27 日というもの、図提出済みのものがございます。資料でございますでしょうか。
0:01:41	はい。あります。
0:01:44	中国電力の今井です。それでは、放射線管理用計測装置の構成についてご説明を始めさせていただきます。
0:01:52	説明にあたっては、比較表の方でご説明をさせていただきたいと思っておりますが、適宜補足説明資料 2、移ってですね、補足。
0:02:03	等を重点的にご説明したい箇所について説明させていただければと思いません。
0:02:07	また
0:02:09	適正化箇所のリストをN-S新潟 037 については、各表の方で、黄色着色してございますので、理由とともに、その中でご説明をさせていただきたいと思いません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:24	それでは、比較表NS2.1056、括弧日の資料をご覧いただければと思います。ページ 3 ページをお願いいたします。
0:02:37	3 ページから 4 ページにかけて目次を記載しております。先行他社との記載ボリュームとしては同程度というところでございまして、
0:02:47	一部、2ヶ所ほど実線ございますが、こちらは本文の中でご説明させていただきたいと思いますので、割愛させていただきます。
0:02:57	続きまして 5 ページをお願いいたします。
0:02:59	こちら概要になりますが、
0:03:01	技術基準規則に対する要求に対してまとめている記載でございまして、こちらについては、先行他社との差異はございません。
0:03:12	6 ページをお願いいたします。
0:03:15	まず、黄色着色の適正化箇所について、まずご説明をさせていただければと思います。
0:03:25	第 1 パラグラフ目の第 2 行目の非常用ディーゼル発電機について、こちら、適正化リストのナンバー1 になりますけれども、こちらは使用する電源の明確化のために、
0:03:37	もともと非常用交流電源設備と記載していたものを、非常用ディーゼル発電機、
0:03:42	発電設備と、記載を適正化しております。
0:03:47	続きまして、次の行、モニタリングポスト用発電機、括弧で共用を記載しておりますが、こちらについても、
0:03:58	使用する電源の明確化のために、もともと発、非常用発電機と記載していたものを適正化しております。
0:04:05	こちらコメントリストでのナンバー2 というところ。
0:04:08	失礼しました項 2 の記載適正化箇所の
0:04:12	リストのナンバー2 となります。
0:04:17	続きまして、第 2 パラグラフ目中段にあります非常用ディーゼル発電機。
0:04:23	の黄色い着色箇所について、こちらは先ほどご説明したナンバー1 の適正化と同等で割愛いたします。
0:04:35	続きまして下の方の第 3 パラグラフ目の、
0:04:39	また本モニタリグポスト括弧 1 号設備ということで共用の記載をしてございます。
0:04:46	こちらは適正化リストのナンバー3 となりまして、設備の共有に関する記載の明確化のために、括弧で共用の記載をしてございます。
0:04:58	適正化ええよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:01	最後になりますけども、次の行でございます。中央制御室の記録系にて継続的に記録し、記録しは取りかえているというところ、こちら黄色着色のところを、適正化しております。
0:05:13	こちらもともと臨時的に保存できる設計というところを、
0:05:18	記載しておりましたが、記録計、記録紙との、
0:05:23	保存ということを、適正化。
0:05:25	しております。
0:05:28	す。
0:05:29	それでは備考のほうをご覧いただければと思います先行他社との比較をご説明いたします。
0:05:36	まず一つ目。
0:05:38	の相違でございますが、
0:05:42	設備構成の相違というところで、東海第2 柏崎7号機の相違がございます。
0:05:48	25702号機のモニタリングポストは、非常用ディーゼル発電設備に接続し、専用の無停電電源装置及び元モニタリングポストへの発電機を設置してございます。
0:06:03	二つ目についてご説明いたします。申請対象設備の相違というところで、島根2号機は燃料取りかえ場所取扱場所の線量当量率を計測設備として、燃料取りかえ放射線モニターを申請対象設備としてございます。
0:06:21	Aが01の遅いということで以下、ご説明は割愛させていただきます。
0:06:28	続きまして三つ目になります。
0:06:30	こちらは本記載方針の相違というところで東海第2との相違でございます。
0:06:35	島根の方にモニタリングポストの計測結果記録について記載しているものでございます。
0:06:43	こちら、以降ですね機記載方針、
0:06:47	ということで、衛藤、先行他社さん記載しているしていないという差異でございますが本質的な差異ではございませんので、ええと以降、説明は、同様の説明は5、割愛させていただければと思っております。
0:07:06	続きまして四つ目のポツでございますけども設備構成の相違というところで柏崎7号との相違で、島根2号機は中央制御室の盤にて記録保存する設計にしております。
0:07:23	続きまして7ページをお願いいたします。
0:07:28	他社との相違ということで備考をご覧ください。
0:07:32	設備構成の相違と、
0:07:34	しまして、し、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:36	柏崎 7 号との相違でございます。島根 2 号機は、第 1 弁とフィルター出口放射線モニター、
0:07:43	低レンジについては、炉心損傷してない場合で高レンジについては、炉心損傷している場合の線量当量率を計測設計としており、
0:07:53	相違はございます。以下②の相違ということで同様な、そういうについては割愛させていただきます。
0:08:01	続きまして二つ目の相違でございます。
0:08:04	設備の総設備の相違ということで、東海第 2 柏崎 7 号との相違でございます。耐圧強化弁等について自主対策設備としているため記載をしていないものでございます。
0:08:16	こちらは生かす③の相違ということで説明以降を割愛させていただきます。
0:08:24	続きまして 8 ページをお願いいたします。
0:08:29	こちら黄色着色の。
0:08:31	適正化箇所についてご説明いたしますが、こちらは、適正化リストのナンバー 5 の、
0:08:38	内容でございましてこちら争点を変更したもので、誤記訂正というところがございます。
0:08:46	また備考については、
0:08:50	そういう点については割愛させていただきます。
0:08:56	続きまして、9 ページをお願いいたします。
0:09:01	こちらに浅部。
0:09:03	についてでございますが、東海第 3 のセットの設備構成の相違でございまして、帳票が出力できる設計として、
0:09:12	おります。
0:09:16	続きまして、
0:09:19	10 ページをお願いいたします。
0:09:25	備考の際のご説明でございます。二つ目のポツ、
0:09:31	でございますけども、
0:09:34	2 ポツ 2 ポツ 6 のところございまして、こちら設備構成の相違というところで東海第 2 との相違でございます。島根 2 号機は緊急時対策所の加圧は、
0:09:45	判断に、ファン式モニタリングポストも使用する設計としているという相違でございます。
0:09:53	その他は割愛させていただきます。
0:10:00	11 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:02	から、放射線管理、計測装置の構成、ご説明している資料になりますが、11 ページについては割愛をさせていただきます。
0:10:11	12 ページをお願いいたします。
0:10:16	まずこちら図の 3-1 について概略構成図について適正化についてご説明いたします。
0:10:23	こちらNo.6 の適正化の内容でございますが、補説の方で少し説明させていただきたいと思います。
0:10:33	説明資料のページ 2 ページを、
0:10:36	ご覧いただければと思います。
0:10:43	こちら、格納容器雰囲気放射線モニターD/Wとサプレッション・チェンバの
0:10:49	設置、
0:10:50	変更許可申請時からの変更点についてまとめた資料でございます。
0:10:55	構成図については左から数、工認、市、真ん中が設置変更許可申請時、右側公認補正申請時で構成図の、
0:11:05	変更内容を記載しております。具体的に構成図を説明しますと真ん中の設置変更許可申請時のところがございます。真ん中、右側の指示の
0:11:19	少し左上に※2 が、注記 2 がございまして区分 2 のみというものが、工認補正申請時にはなくなっているというところ、削除しているというところがございます。
0:11:31	こちら変更点についてはですね、下の方の設備御説明になりますけども設置変更許可申請時には重大事故等の監視用として区分 2 のみ、
0:11:41	重大事故操作盤で指示の監視ができる設計とする予定でございましたが、
0:11:46	設計統一の観点から区分 I も重大事故操作盤で、重大事故時の指示の監視ができる設計に変更するものでございます。
0:11:55	なお設計基準対象施設としての支持機能は従来の知見により監視ができるため、影響はございません。
0:12:03	こちらの指示というのは、江藤前チーフから出ているすぐの指示ですね。
0:12:09	ええ。
0:12:11	設計基準対象施設及び重大事故搭載設備のところにあります地域について、その指示を言っております。
0:12:20	こちらの説明は以上となります。
0:12:24	比較表の 12 ページに、
0:12:26	戻っていただければと思います。
0:12:29	備考についてご説明いたします。設備構成の相違というところで、放射線管理用計測装置のシステム構成の相違というところがございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:39	こちら、プラント固有のところもございまして、
0:12:43	そういう点については、このような記載をしております。
0:12:48	以下同様に、こういった設備構成の相違ということで、説明は割愛させていただきます。
0:12:57	続きまして 13 ページお願いいたします。こちらについても、先ほどのシステム構成の相違ということで割愛させていただきます。
0:13:07	続きまして 14 ページお願いいたします。
0:13:11	黄色着色について図の 3-3 になりますが、先ほどご説明いたしました、D/W側と同様の修正でございまして、説明を割愛させていただきます。
0:13:26	ここで格納容器雰囲気放射線モニターについては、説明が終わりますが補説の方では、
0:13:33	ページ 1 ページから 4 ページにかけて
0:13:37	はい、チーズ、電源構成について記載をしております。
0:13:42	こちらはシステム構成が違うものの先行他社と同様の内容でございますので、個別については、スゴ説明を割愛させていただければと思います。
0:13:57	続きまして、16 ページをお願いいたします。
0:14:05	こちら黄色着色について、
0:14:07	適正化についてご説明いたしますこちらは、
0:14:11	適正化のリストのナンバー1 にございます、医療用ディーゼル発電設備、静的性質化したものでございまして先ほどご説明したと同様な理由でございます。
0:14:27	続きまして 17 ページをお願いいたします。
0:14:33	こちらについても、電源構成の相違でございましてプラント固有のものもございまして、先行他社と、
0:14:40	相違する点として記載しております。
0:14:45	以降も同様なない連系構成の相違がございますがご説明は割愛させていただきます。
0:14:54	続きまして 18 ページをお願いいたします。
0:14:57	このページから、第 1 ベントフィルタの出口放射線モニターについてご説明した資料となります。
0:15:04	まず、層位
0:15:05	適正化箇所、黄色い貸し黄色い着色箇所についてご説明いたします。
0:15:10	図の 3-6 について黄色着色しております。
0:15:15	こちらNo.7 の適正化リストのナンバーの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:19	内容でございます、衛藤、こちら設備区分の修正でございます。こちらが沖修正でございますが具体的には、構成図の中の電離箱と電池増幅器、その右にあるC、
0:15:32	中央制御室で言いますと左側の指示については、もともと斜め線ですね設計基準対象施設及び、
0:15:40	重大事故対処設備の区分の着色になっていましたが、こちらし、SA施設のものでございますので重大事故等対象設備の横の方の、
0:15:50	着色に誤記訂正で着手適正化したものでございます。
0:15:56	こちらは以上です。
0:16:01	続きまして 20 ページをお願いいたします。
0:16:08	こちら、適正化箇所ございまして図の 3-8 についてでございますが、
0:16:13	こちらもNo.7 の適正化内容で、先ほどのご説明と同様でございます。
0:16:20	続きまして備考。
0:16:22	先行他社との差分をご説明いたします。
0:16:25	二つ目のポツ、
0:16:27	をご覧くださいればと思います設備構成の相違というところで東海第 2 さんの後、浅井でございます。島根 2 号機については第 1 ベントフィルタ出口配管の圧力開放盤前に来多重化した設計としている。
0:16:41	というところで差異がございます。
0:16:46	こちら、をもって第 1 ベントフィルタ出口放射線モニターは、説明以上なんですけども、補足説明資料で少しご説明したい箇所がありますので、ご説明させていただきます。 5。
0:17:00	5 ページから 7 ページであります、
0:17:02	5 ページを、
0:17:04	ご覧くださいればと思います。
0:17:12	5 ページについて、低速範囲の設定の考え方を示しております。
0:17:19	表でございますけども、上の方が低レンジ下が高レンジというところで、押せを示しております、低レンジについては炉心損傷してない場合の第 1 ベントフィルタ出口の最大線量率を、
0:17:33	計測できる範囲として設定しており、
0:17:35	オレンジについては炉心損傷している場合を示しております。
0:17:39	この数値について※2※3、注記で、指しております、こちらをちょっとご説明させていただきますと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:47	注記についてでございますが、こちら低レンジの内容でございます。こちらは炉心が損傷していない場合に格納容器ベントを実施する必要がある事故シーケンスを想定し、
0:17:59	格納容器ベント開始時間は減少停止から 30 時間後として第 1 ベントフィルタの、
0:18:05	線量当量率を算出しているものでございます。ここで言う 30 時間後というのは、事故処理件数、アーリーベントし、
0:18:14	おります炉心損傷していないITVでしたりTWのベント時間 30 時間を考慮した。
0:18:22	時間値を設定しております。
0:18:28	また※3、注記 3 についてはですね、EPまとめ資料の 50 条別添 1 でご説明したものでございますが、保守的に条件を設定しているものでございます。
0:18:41	二つ目のポツを見ていただければと思いますが、格納容器ベントの開始時間は高レンジについては、原子炉停止から 1 時間後としておりまして、
0:18:51	三つ目のポツでございます通り、出口配管と格納容器の放射線物質の濃度を同等として、保守的に 1 時間後という
0:19:01	ところで設定しております。
0:19:04	実際のベントはもう少し後なんですけど 1 時間後というところで保守的に、
0:19:08	評価しております。
0:19:09	というところで低レンジと高レンジの評価のちょっと違いがございまして、こちらご説明させていただきました。
0:19:20	続きまして、比較表の方戻らせてご説明をさせていただきます。
0:19:31	ページ飛ばさせていただきますが、26 ページをお願いいたします。
0:19:44	じゃあ、エリアモニタリング設備可搬式エリア放射線モニターについてのご説明資料になります。
0:19:50	こちら、実線部のご説明となります。
0:19:55	こちらは東海林さんとの相違でございまして、島根 2 号機については、可搬式エリア放射線モニター資機材として中央制御室へ配備する運用の相違ということで、記載をしております。
0:20:10	またこちら補足資料、ページ 8 ページから 12 ページ、補足しておりますが、プラント固有のところがございまして先行他社と同様の内容でございますので、ご説明割愛させていただきます。
0:20:27	続きまして 28 ページをお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:34	こちら、原子炉建物放射線モニター、燃料取替エリアの説明でございますが、黄色着色のところをご覧いただければと思いますこちら適正化箇所としてはNo. 1、
0:20:47	の、非常時発電設備の修正でございます。理由については、ご説明した通りでございます。
0:20:59	続きまして 29 ページをお願いいたします。
0:21:07	下ほど下の方にあります図 3-14 について、黄色着色についてご説明いたします。こちらについては先ほどご説明いたしました。
0:21:17	No.7 の設備区分の修正ございましてこちら誤記修正でございます。
0:21:24	以上でございます。
0:21:27	続きまして 30 ページをお願いいたします。
0:21:32	こちら備考の方でございます。設備構成の相違というところでございますが東海第 2 さんとの相違ですが、島根 2 号については、図の 3-16 に合わせて記載をしております。
0:21:44	設備構成の相違としてはシステム構成の相違というところで、先ほどの、
0:21:50	以前の説明と同様でございます。
0:21:54	比較表についてページ 32 になります。
0:21:59	そちらでご説明しております。
0:22:03	続きましてページ 31 ページをお願いいたします。
0:22:09	こちら黄色着色について、
0:22:11	ですが、No.7 の設備区分の修正ございまして同様な理由のため割愛させていただきます。
0:22:23	続きまして 32 ページをお願いいたします。
0:22:27	まず、黄色着色の適正化箇所についてご説明いたします。
0:22:32	こちらは誤記修正ございまして、ナンバー8 の修正でございます。
0:22:38	具体的に修正箇所をご説明しますと、演出キーが
0:22:45	ミズノ中でございますけど、
0:22:47	現実に二つございましてそのうちの下の方の検出器、
0:22:51	前置増幅器でございます。その右に指示がございまして、そこから伸びている記録と指示右上の指示に、
0:23:01	対する線がちょっと途切れていたものでございまして
0:23:05	線を追加した動きでございます。
0:23:12	燃料プールのエリア放射線モニターについては、こちらで、以上となりますが、補足説明資料で少し説明をさせていただきたいと思っております。ページ 13 ページから 26 ページにかけて説明する資料がございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:27	ページ 13 ページをお願いいたします。
0:23:37	こちら資料んは、計測範囲について、設定の考え方を、
0:23:43	示してございます。
0:23:45	いずれのモニターについても、重大事故時における無料プールの変動範囲について線量率を監視可能であるというところで、注記※2 を振って、
0:23:56	ご説明をしております。こちら、後段で解析をしております、その内容について少しか簡単にはありませんが、ご説明させていただきます
0:24:07	解析を行っている変動範囲についてその範囲で計測できるというところをこの資料でご説明しているものでございます。
0:24:17	ページ 16 ページをお願いいたします。
0:24:22	2 ポツ 2 ポツ 1。
0:24:24	で、想定事項を
0:24:27	記載しておりますが、
0:24:28	有効性評価の想定事故 1 に、
0:24:31	また、bポツにあります異常に低下した場合に於いて考慮したものでございまして、2 ポツ 2 ポツ 2 において、
0:24:40	有効性評価で、
0:24:43	同様な内容でございますけども、ご説明した資料でございますまた、こちらは、工認の図書で、613 号の使用済み燃料貯蔵槽の水深の遮へい能力に関する説明書でも同様な評価、
0:24:56	をしておりますのでこちらのご説明は割愛させていただきます。
0:25:01	18 ページをお願いいたします。
0:25:05	こちらの、
0:25:06	こちらの、
0:25:08	2 ポツ 2 ポツ 3 の評価についてはこの説明書での固有のものでございますので少しご説明いたします。
0:25:15	こちらは、
0:25:17	燃料プールエリア放射線モニターの設置位置での評価を、
0:25:23	しております、具体的には 19 ページをご覧ください。
0:25:30	こちら 19 ページの設置位置に対しまして、各使用済み制御棒、使用済み燃料に対しての距離を最短距離を評価しております、
0:25:42	この評価を踏まえまして、20 ページをご覧ください。
0:25:47	株、
0:25:49	モニターの設置位置を、
0:25:51	各、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:53	臨場制御棒 2 の真上に、
0:25:55	評価点を持ってきて、
0:25:57	そういった評価点での評価モデルを模擬した。
0:26:02	解析を実施しております。
0:26:06	燃料プールの水位が、
0:26:13	所遮へいされる長さに対しての評価でございます。その評価の結果が、21 ページ 22 ページ 23 ページのれんになりますが、
0:26:21	23 ページをご覧いただければと思います。
0:26:26	ページ 23 ページで、その評価を、
0:26:29	しております燃料棒有効長部の推移。
0:26:32	対して、
0:26:34	燃料プール設置エリアの設置位置に対しての線量当量率でございます。
0:26:41	右の方に、
0:26:43	各エリアモニターの計測レンジを引いております、
0:26:49	こちらの計測範囲で、線量当量率評価、測定できるというところを、この資料で ご説明しております。
0:27:01	24 ページ。
0:27:04	をお願いいたします。
0:27:06	このページ以降、26 ページにかけまして、
0:27:10	この表、
0:27:11	解析の評価の条件を示しております。
0:27:14	こちらは先ほどご説明した 613 号の使用済み燃料貯蔵槽の水深の遮へい能力に関する説明書の条件と同様でございますので、
0:27:25	説明も以前、もうすでにされているものでございますので、ここでは割愛させていただきます。
0:27:34	補足説明資料の説明については以上となります。
0:27:39	比較表の 34 ページをお願いいたします。
0:27:43	ここで説明者を交代し、いたします。
0:27:48	中国電力の原です。
0:27:50	こちらから、固定式周辺モニタリング設備の、についての説明となります。
0:27:57	政治からの変更箇所として、第 1 段落に黄色ハッチングしておりますが、こちら、先ほども出ましたが、使用する電源の、
0:28:06	明確化の、
0:28:07	ため、非常用ディーゼル発電設備等モニタリングポスト用発電機の箇所について記載を適正化しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:14	では、ちょっと適正化箇所No.10 の内容になります。
0:28:18	また、3.3. 1 モニタリングポストのタイトルの場所になりますが、
0:28:25	こちら補正時には共用に関する
0:28:27	記載をしておりましたが、本文中で先に読みかえておりますので、ここでの共用に関する記載は削除しております。
0:28:36	正確箇所のナンバー9 の内容になります。
0:28:40	続いて、
0:28:41	そういう箇所についてご説明させていただきます。
0:28:45	一つ目の相違については、モニタリングポストの電源構成に関する相違となります。
0:28:51	二つ目の、
0:28:53	そういうについては、モニタリングポストの計測結果の記録に関して、
0:28:58	島根 2 号機は中央制御室の盤にて記録し、記録集は取りかえて保存できる設計としていることの相違になります。
0:29:07	三つ目の相違についても、二つ目の層位と同様になります。
0:29:12	35 ページをお願いします。
0:29:17	こちらにモニタリングポストの概略構成図を示しております。
0:29:22	モニタリングポストから中央制御室までの全データの伝送系及び、
0:29:28	緊急時対策所までのデータ伝送系は、有線系回線と無線系回線により多様性を有し、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計としております。
0:29:42	続いて 36 ページをお願いします。
0:29:47	こちらの固定式周辺モニタリング設備の概略電源系統図を示しております。
0:29:53	をせず、
0:29:54	補正時からの変更として、図の下側にモニタリングポスト用の発電機がありますがこちらの名称を適正化しております。
0:30:04	成果リストのナンバー11 の内容になります。
0:30:09	トリングコストに関する詳細な内容について補足説明資料の 27 ページから 31 ページに、
0:30:17	記載しております。
0:30:18	と記載内容については、
0:30:20	設置許可のほうでご説明した内容とほぼ同じになりますが、
0:30:25	モニタリングポストのデータ伝送の多様性に関して、補足説明資料にて、
0:30:30	補足させていただきます。
0:30:33	説明資料の 31 ページをお願いします。
0:30:41	第 2 段落の箇所からですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:44	モニタリングポストの
0:30:46	伝送系は、通常時は、有線系回線と無制限改正にてデータを伝送し、
0:30:52	有線系回線からのデータを採用しております。
0:30:56	万が一、有線系回線が切断された場合には、無線系回線で伝送しているデータを採用し、
0:31:03	継続して指示値を中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計としております。
0:31:10	この有線系回線と無線系回線は相互には依存せず、有線系回線による、
0:31:17	伝送が途絶したとしても、無線系回線のみで、その後長期間継続してデータ伝送ができる設計としており、
0:31:25	多様性を有した設計としております。
0:31:29	表に戻らせていただきます。
0:31:33	続いて 20、37 ページをお願いします。
0:31:38	ここから、周辺。
0:31:40	移動式周辺モニタリング設備に関する内容となります。
0:31:44	3.4. 1 については、可搬式モニタリングポストに関する内容を記載しております。
0:31:53	先行プラントの層位としましては、島根の 5 段落目を実線を引いておりますが、
0:31:59	こちらは、はい。
0:32:00	日比台数の相違による設備構成の相違となります。
0:32:05	続いて 38 ページをお願いします。
0:32:09	伴式モニタリングポストの伝送概要図と、検出器の構造図を示しております。
0:32:16	二つ目の層位に関しては、江藤木谷第 2 については下の図に伝送も含めた形としております。
0:32:24	資金モニタリングポストに関する内容については補足説明資料の 32 ページから 38 ページに記載をしておりますが、設置許可からの引用を行いますので、ご説明は割愛させていただきます。
0:32:38	続いて比較表 39 ページをお願いします。
0:32:43	こちらから、GM汚染サーベイメーターに関する内容を記載しております。
0:32:50	柏崎 7 号につきましては、3.4. 4 のほうに記載があります。
0:32:56	先行プラントの差異につきましては記載表現の相違のみとなります。
0:33:04	続いて、
0:33:05	40 ページをお願いします。
0:33:09	こちらは、記載箇所の相違ですので後程ご説明させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:15	41 ページをお願いします。
0:33:19	こちらがNaIシンチレーションサーベイメータに関する内容になります。
0:33:24	こちらにつきましても記載表現の遅いのみとなります。
0:33:30	42 ページをお願いします。
0:33:33	島根の内容につきましては先ほどの 39 ページに記載している内容と同様となります。
0:33:41	43 ページをお願いします。
0:33:45	$\alpha$ $\beta$ 線サーベイメータに関する、
0:33:49	記載となります。
0:33:52	こちらにつきましては島根においては、 $\alpha$ %ベータ線を測定できる機器を、
0:33:58	を配備しておりますので、初期使用する設備の相違となります。
0:34:05	また補正時から変更点として第 1 パラグラフのところに、変換、
0:34:12	あんま増幅というところを、
0:34:14	適正化しております。
0:34:16	こちらは適正化リストのナンバー12 に関する内容となります。
0:34:22	続いて 44 ページをお願いします。
0:34:27	これにつきましては電磁バックサーベイメータの、
0:34:30	関する記載となります。
0:34:33	所属 7 号については、
0:34:35	40 ページに記載しておりますが、と記載表現の相違のみとなります。
0:34:41	ここまでのサーベイメータ等に関しての仕様や保管場所等の内容につきましては、補足説明資料の 39 ページから 40、
0:34:50	1 ページの方に記載しておりますが、
0:34:53	詳細の、
0:34:54	内容につきましてはご説明を割愛させていただきます。
0:35:00	45 ページをお願いします。
0:35:05	まず、補正時からの変更点ですが、第一段落のところで、気象観測装置に、気象観測設備の、
0:35:14	共用に関する記載を適正化しております。
0:35:17	こちらNo.13 適正化箇所リストのナンバー13 ミナミに関する内容となります。
0:35:24	続いて、そういう内容につきまして、
0:35:27	一つ目に関しては、気象観測設備に島根 2 号機は、気象観測設備に関して記載しているため、
0:35:36	東海第 2 との相違になります。
0:35:38	二つ目と三つ目につきましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:41	本市気象観測装置の構成図、全員伝送概要図について柏崎7号との設備構成の相違となります。
0:35:51	そして46、
0:35:53	ページをお願いします。
0:35:55	こちらには可搬式気象観測装置の構造図を載せております。
0:36:01	式気象観測装置の使用等、あと保管場所等につきましては補足説明資料の42ページ、3ページの方に、
0:36:10	記載しております。
0:36:12	それにつきましても、詳細の説明内容については、御所を割愛させていただきます。
0:36:20	47ページをお願いします。
0:36:25	こちらから、放射線管理用計測装置の計測結果の表示と記録及び保存に関する内容になります。
0:36:34	政治からの変更として3.6.2の第2段落に黄色ハッチングしておりますが、
0:36:42	星放射能観測車の共用に関する記載を追記しております。
0:36:47	成果リストのナンバー14の内容となります。
0:36:51	また、次の段落のところで、モニタリングポストの計測結果の記録に記録と保存に関して、記載の適正化をしております。
0:37:01	こちらはNo.4の内容となります。
0:37:06	続いて、
0:37:08	そういう箇所につきましては、
0:37:10	説明させていただきます。一つ目につきましては、緑ポスターの計算結果の記録に関して、
0:37:17	島根2号機は中央制御室の場にて記録し、記録者取りかえて保存できる設計としていることの相違になります。
0:37:25	説明につきましては前にご説明した内容となりますので、割愛させていただきます。
0:37:33	48ページをお願いします。
0:37:38	一つ目の層位に関しては、可搬式モニタリングポストの計測結果について、
0:37:44	データでデータ収集周期の相違になります。
0:37:49	二つ目の相違につきましては、
0:37:52	大嶋のサーベイメーターにつきましては $\alpha$ %ベータ線を測定できる機器としており、
0:37:57	使用する設備の相違となります。
0:38:01	三つ目につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:04	気象観測設備に関して記載しており、東海第2との相違となります。
0:38:10	49ページをお願いします。
0:38:17	こちら、計測結果の指示と表示を、その記録を行う場所等について、
0:38:24	まとめた表となります。
0:38:26	50ページをお願いします。
0:38:33	黒野さんの2の、
0:38:35	2分の2について補正時からの変更内容をご説明させていただきます。
0:38:40	モニタリングポスト。
0:38:42	放射能観測車と気象観測設備について、共用に関する記載をしておりましたが、本文中で読みかえているため、こちらの表での共用に関する
0:38:53	記載については削除しております。
0:38:55	適正化箇所のNo.15の内容となります。
0:38:59	プラントとの相違については、設備構成の相違となります。
0:39:07	51ページをお願いします。
0:39:12	こちらその他というところで海上モニタリングについての、
0:39:16	内容になります。
0:39:18	図の3、34のところで、
0:39:23	その三分成果をちょっと他のフェス側の変更内容を反映しまして、第4保管エリアの形状を逆L字から四角、
0:39:33	見直しをしております。
0:39:35	適正化リストのナンバー16の内容となります。
0:39:39	補足説明資料の40、41ページの方に、
0:39:43	オガタ船舶の主要と、あと移動ルート等を記載しておりますが、こちらについても割愛をさせていただきます。
0:39:52	比較表の53ページをお願いします。
0:39:57	53ページから55ページのフォローにつきまして、放射性管理用計測装置の計測範囲及び警報動作範囲について記載をしております。
0:40:08	同表には各設備の計測範囲とその考え方、
0:40:11	をまとめてあります。
0:40:16	放射線管理用計測装置の校正に関する説明につきましては、以上となります。
0:40:34	規制庁の義崎説明は終わったということでよろしいですかね。
0:40:40	中国電力の原です。はい、御説明以上となります。
0:40:46	規制庁の吉崎です。それでは確認なんですけども、先ほど区分1と区分2のところで、補足説明資料、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:57	何だ。
0:40:58	2 ページか。
0:41:02	2 ページのこの横長のやつで、ちょっと確認なんですけども、
0:41:09	当時は許可の当時は 2 系だけをSAIにしたけども、何だ。
0:41:16	設計統一の観点から区分 I もSA盤に出るということで、
0:41:20	一番最後、せんどDBとしての地域の従来のC系により、
0:41:26	監視可能ができるため影響ない。
0:41:28	確認ですけどこれ従来のC系とかデービーの、
0:41:31	版で見れると、そういう理解でよろしいですか。
0:41:37	はい。
0:41:38	中国電力の今井です。そうです。エノオDBの番、もともとある版での監視ができるというところでございます。
0:41:49	規制庁の井関です。わかりましたちょっとあの、何か従来の指示系って言うとか、
0:41:54	もう少しその、
0:41:56	何だ、
0:41:58	B版。
0:41:59	で見えるということを明確にして欲しいというのと、
0:42:02	その内容はこの上で、
0:42:07	何だ、一番右側の購入補正時の申請時で、
0:42:11	指示計が二つあって、
0:42:13	これの、何だ手前の方が、
0:42:16	何かそういうふうになるってことですかね。少し
0:42:19	中央制御室のこの、
0:42:21	なんだ。
0:42:21	点。
0:42:22	一点鎖線の中の説明しております金子の指示計二つの、
0:42:28	中国電力の今井です。
0:42:31	公認補正申請時の指示が、
0:42:34	英語オフ二つございますが、右側の
0:42:39	記録計指示、
0:42:41	一応、すいません、中央制御室の中に三つございますが、記録計の下にございます指示は、SAの新設の清坂でございます。
0:42:51	その記録計の左側にある、デービー牽制の指示についてはもともとあるデービーの番でございまして、こちらでのもとの監視ができるというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:02	ございます。先ほどもご指摘ありました、そのDBの番というところがもう少しわかるように、明確化するような対応をちょっと考えたいと、検討したいと思いません。
0:43:15	以上です。
0:43:18	市長吉崎伊佐、よろしくお願いします。それで少し対象の計器を明確にさせていただくとですね、最初の方はドライウェルモニターのところの説明があったんですけども、
0:43:30	おそらく他のところの計器も同じようにやってるので、こういうふうになっているもののリストを、このページでも、この補足の下でもいいんですけど、
0:43:41	対象の計器をリスト化して明確にさせていただきたいんですけどもよろしいですか。
0:43:49	中国電力の今井です。
0:43:52	この放射線モニターの計測装置に限って言いますと、このD/Wの
0:43:59	格納容器雰囲気モニターのD/Wとサプレッション・チェンバの二つでございます。資料理由1ページの1ポツ1の中に含めておりますので、対象というのはこの二つでございます。
0:44:11	で、先日、計測装置の方で説明させていただいた方についても、同様な修正がございまして、そのときにコメントいただきました通り、変更点についてまとめるよう補足で、説明するような、
0:44:25	今コメント対応を行っておりますので、そちらの方で対象が明確化、明確されるような対応等をちょっと行い、
0:44:35	サイトウ、
0:44:36	思います。
0:44:38	以上です。
0:44:39	規制庁吉田です。私の考えと同じで、
0:44:44	どこかにそのリストがあって、ここの何だ、計測器はこういうふうに変え、変更したよというのと、区分ですから施設区分が、
0:44:56	計測なのか交換なのか。確か三つあったと思うんですけど計測範囲の説明します。そこに該当しますよっていうのがわかるリストを、
0:45:08	作成を検討していただきたいということで、よろしくお願いします。
0:45:36	規制庁の吉崎です。今のコメントは、対応いただけるでしょうか。
0:45:50	中国電力の今井です。
0:45:53	衛藤対応したいと思います。
0:46:01	規制庁の義崎です景気の明確化という観点でよろしくお願いします。
0:46:06	対象機器の明確化ということで、よろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:14	中国電力の今井です。了解いたしました。
0:46:28	規制庁の吉崎です。比較表の 18 ページ。
0:46:35	ここで
0:46:37	これも中央制御室に指示計が二つあるんですけど、ここの違いは説明してもらえますでしょうか。
0:46:48	中国電力の今井です。図の 3-6 について指示計、
0:46:55	二つございますが、中央制御室の右側の指示については、先ほどもご置かず新設するSA盤で載せ、指示でございます。
0:47:06	左側は、レートメーター変換器の方で指示ができるものでございまして、そちらは別の番、中央制御室になります。別の盤で、
0:47:18	監視するものが監視できるものがございましてそちらの指示でございます。
0:47:24	なお中央制御室の説明書の中で、それぞれの盤を
0:47:32	記載してご提示
0:47:34	しているかと思えます。以上でございます。
0:47:42	規制庁の井関様もう一度お願いします。この資料で明確にすると。
0:47:47	おっしゃってました。
0:47:54	中国電力の今井です。中央制御室の機能の説明書になるかと思えます。
0:48:09	規制庁の吉崎です。そちらの資料をまだちょっと私見てないんで、
0:48:14	備考のところに、この指示二つは別の違い、先ほど言ったそのレートメーターと裏盤にある。
0:48:25	メーター盤にの
0:48:28	盤の中に、
0:48:30	確か入っていると思うんです。調整率の表じゃなくて裏盤にあるレートメーターと理解してよろしいですか。
0:48:40	中国電力の今井です。
0:48:43	今ご指摘ありました通り浦坂にあるそうですね、伴でございましてそちらで監視できるものでございます。止めたというのはそちらでの坂とかでございます。衛藤。
0:48:55	備考の方にそういった説明を充実させていただきたいなと、ご検討、検討させていただきたいと思えます。以上です。
0:49:07	規制庁ヨシザキでした。よろしく申し上げます。
0:49:10	少々お待ちください。
0:49:26	あ、規制庁のヨシザキです。比較表の 20 ページ。
0:49:31	なんですけども、
0:49:32	これの第 1 弁等フィルター高レンジがあって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:37	備考の説明で、何だ、
0:49:40	これは2行多重化した設計なんですけども、この多重化をしている理由について説明してもらえますか。
0:49:51	中国電力の今井です。
0:49:54	こちらは、
0:49:57	今後、設工認の方の、格納容器のフィルタベントの説明書の説明の中ですね、
0:50:05	ご説明する資料がございますが、多重化についてでございますが、口頭でござ、ご説明させていただきますと、そちら高レンジについてはその中で、
0:50:16	系統運転時において当該計測装置の機能喪失が格納
0:50:21	容器フィルタベント系の放射性物質の除去性能に間、
0:50:24	監視に直接関わるパラメーターでございまして、炉心損傷にしている高い線量率の測定にも継続している5者でございますので、計器を多重化しているものでございます。
0:50:37	以上でございます。
0:50:41	規制庁の井関です。わかりましたフィルタ弁当の方に、そういった説明があるというのと、今の説明でベントするので、
0:50:52	線量が上がるということで貴重なプロセスを絶対見るということで多重化しているということ。
0:51:01	よろしいですかね。
0:51:04	中国電力の今井ですその通りでございます。
0:51:11	成長の融資先です。了解しました。今この備考のところに少し括弧だけでもいいんですけどどここの資料にて詳細どこで来たいっていうふうに、
0:51:21	記載してもらえますでしょうか。
0:51:25	中国電力の今井です。備考のほうに、資料のほうを追記させていただきます。
0:51:33	以上です。
0:51:35	規制庁の井関ですよろしく申し上げます。
0:51:41	規制庁仲村です。先ほどちょっと吉崎が言ったメーターで、見えるという件なんですけど、その中操の機能の方の
0:51:51	資料、
0:51:53	ちょっと確認したんですけど、
0:51:55	今はそちらが、今すぐ見れるかちょっとわからないんですけど、
0:52:00	その先ほど言ったその盤っていうのはその重大事故監視盤になるんですかね。
0:52:08	中国電力の今井です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:11	中村さんのおっしゃられる通り、重大事故監視盤というのが、そのレートメーターが入っている盤でございます。
0:52:20	以上です。
0:52:42	規制庁ナカムラ際、了解しますと確認できましたのでありがとうございます。
0:53:29	規制庁の義崎です今の仲村の質問でその次、SA盤と、
0:53:34	衛生監視は、
0:53:36	重大事故監視盤は別の盤と理解してよろしいですか。
0:53:42	中国電力の岩井です。
0:53:44	中央のパラメーターを集約して監視できる場が中重大事故操作盤という盤になりまして、重大事故監視盤というものは、
0:53:57	宇和盤のほうにございまして、そういった例とメーターとかがある盤でございます。
0:54:03	以上でございます。
0:54:07	規制庁井関です。了解しました先ほどの見込みのところにもそのままその旨を書きいただけると、よりわかりやすくなるので、よろしくお願いします。
0:54:18	中国電力の今井です。了解いたしました。
0:54:26	規制庁ナカムラですすみません、比較表の9ページのところで、
0:54:35	2パラ目、3パラ目か。
0:54:37	原子炉格納容器の線量当量率から始まる、ちょっと文章なんですけど、
0:54:44	ちょっとこの趣旨を教えてくださいましてちょっと文章の継ぎ目というかがわからなくてスッと入ってこなかったんで、
0:54:53	趣旨を教えてくださいまして、助かります。
0:55:02	中国電力の今井です。こちらの文書については技術基準の73条、計測装置の要求に対しての、
0:55:14	炉心損傷防止対策と格納容器防止対策、あとSFPの燃料防止対策に対してのパラメータについてご説明しておりまして、そのパラメーターについては、原子炉格納容器内の、
0:55:28	診療録等率、最終ヒートシンクのパフォのこちらはフィルター弁等が該当しますがでもフィルターベントのモニターに対しての、
0:55:38	監視についてのもので、あと燃料プール監視についてはSFP、
0:55:43	失礼しましたフィルター、第1弁と、燃料プールのモニターに対しての監視について言っておりましてこの三つに対して各モニターについて、
0:55:54	示しているというところで計測または監視できる設計とするというところをこの文書でお示しているものでございます。以上です。
0:56:20	規制庁の赤松所長お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:19	規制庁仲村です。すみません趣旨はわかりましたの趣旨がちょっと私の思っていた通りで
0:58:28	ちょっとう
0:58:30	先行も同じではあるんですけど、
0:58:33	ちょっとこれ文章が本当に国語の問題で読みにくくてですね、
0:58:40	ちょっと多分、
0:58:42	その減少格納容器内の線量当量率最終ヒートシンクの確保の監視及び燃料プールの監視のパラメータはっていうところがちょ修飾語かどうかちょっとよくわからないような状況になってまして、で、
0:58:54	狩野ではちょっと趣旨は先ほど言われた通りだと思いますので、わかりやすくできないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。
0:59:07	中国電力の今井です。
0:59:10	ちょっと読みづらいというご指摘に対しまして、ちょっと検討をちょっとしたいと思います。
0:59:18	城です。
0:59:20	規制庁永松すみませんよろしくお願ひいたします。
0:59:27	すみません同じページの一番下の方でこれちょっと確認だけなんですけども、
0:59:34	2 ポツ 2 ポツ 4 のモニタリング設備のところ、
0:59:40	2 パラ目のところで、
0:59:43	2 パラ目の上から 3 行目発電所の周辺海域の海上モニタリングを行うために海上ドイ設備を保管するって書いてあるけどこれって、
0:59:52	小型船舶のことを言ってるんですかね。
0:59:58	中国電力の原です。衛藤。
1:00:00	そうです。小型船舶になります。
1:00:03	以上です。
1:00:12	規制庁仲間です。そうするとその次の 10 ページにある
1:00:17	また発電所の周辺海域の海上モニターのために海上を移動できる小型船舶を保管するっていうのとの関係はどうなってますか。
1:00:53	中国電力の原です。藤。
1:00:55	こちらと同じことをやる。
1:00:59	言ってますのでちょっと記載内容につきましてはちょっと検討させていただきたいと思います。
1:01:05	以上です。
1:01:06	規制庁ナカムラわかりましたよろしくお願ひします。
1:01:21	市長の出席ですえっとですね補足説明資料の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:26	モリ本の有線と無線のところで、
1:01:30	31 ページですね、補足説明資料の 31 ページで、
1:01:35	先ほど説明あったんですけども、
1:01:38	この後半の真ん中のところ有線回線と全回線は相互に依存せずというところで、これは具体的にはどういう、
1:01:48	ことを言ってるんで、依存の内容について説明してもらえますか。
1:01:57	中国電力の南です。こちら、今回記載、追加させていただいておりますが、意図としましては単独で
1:02:08	有線が切断しても無線だけでできる、伝送できると伝送して表示できるし、それを続けることができる。無線が切れていても有線だけで、ずっと伝送して、
1:02:23	表示することができる、ということを申し上げたかったという意図と、併せてです先般の他電力の辞書をかながみまして、
1:02:33	その事象についてはデータだけではなくて、自国のデータを
1:02:40	有線系回線のみで送信していたことで、エース無線系回線に切り替わった後に、時刻がずれたことで、無線系回線のデータが表示できなくなったというような、
1:02:53	事象があったかと思えます。そういうことは起こりませんということも含めて、ここに相互には依存しないというような表現で、その意図で記載させていただいております。以上です。
1:03:13	規制庁の吉崎です。説明わかりまし単独で、有線が切れた場合でも、無線で、先ほど言った入力情報が単独で伝送できるシステム。
1:03:28	であると。そういう設計をしているということで、理解をしました。はい。以上です。
1:03:35	少々遅い。
1:03:59	規制庁の義崎です比較表の 15 ページで、
1:04:08	これサブチャナーのモニターなんですけど、
1:04:12	何か 1 がーそのサブチャンから少し離れているように見えるんですけど、
1:04:18	何ていうか、他先行は少し中に入ったり接触していたりするんですけど、ちょっと設置の位置について詳細説明してもらえますでしょうか。
1:04:31	中国電力の今井です。
1:04:34	センコーについては、失礼しました島根島根のプラント構造としてはトラス構造でございます、
1:04:45	先行他社とプラントの構造がござい違う異なっておりますので、このような違いが出てるのかなと思えます。
1:04:57	島根については

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:59	トラス構造でございますのでS/Cのトラス室になりますけど集会のところに、
1:05:06	近傍に設置しているというところで、このような記載をしております、先行他社のような、
1:05:17	ちょっとマスキングで言えないんですけども、そのような構造にはなっていないというところでございます。以上です。
1:05:28	規制庁のヨシツグです。トラス構造。
1:05:32	のトラスの外なんですかね。ちょっとそこら辺を説明して欲しいんですけど。
1:05:40	中国電力の今井です。トラスの外でございます。
1:05:44	設置位置については、外でございます以上です。
1:06:10	規制庁の吉田です。どれぐらいの距離で離れているんですけど、もちろん計測するのでその距離とか、遮へのその厚さとかを計算して、
1:06:20	設定はしていると思うんですけど少し何か、これだとよくわからないんで、その位置とか、何だ。
1:06:28	要は入力情報の
1:06:32	取り方、
1:06:34	について説明して、補足説明でもいいんですけど、少しこれだと他の先行とは明らかに違ってますので、
1:06:44	トラス構造であるからってというのは、もう少し詳細に説明していただきたいんですけども、よろしいですか。
1:06:52	中国電力の今井です。補足説明資料の3ページをお願いいたします。
1:07:07	こちらに配置図がございまして、モニターについての設置位置としては、黒色で示している。
1:07:17	あ、失礼しました下の方になりますけどサプレッション・チェンバは、
1:07:22	各々の位置でございます。通ら数、
1:07:27	については、こうぐるっとをドーナツようになっている。
1:07:31	真ん中が格納容器でございますけどもその市周りにある。
1:07:36	形になっております、実際設置としては外側になるというところですが近傍というところで、このような配置関係となっております。以上でございます。
1:07:52	規制庁仲村ですすみません補足の3ページは、ちょっと確認したんですけど、実際今、
1:08:04	格納容器選挙戦モニター以外のところも、出口は専門家とか計測範囲が定められていると思うんですけど、
1:08:13	そのケース会議というのは結局、その電離箱の性能と

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:17	測定するものの距離が効いてくると思うんですがそこら辺のその決め方っていうのがちょっとご説明いただけますか。
1:08:38	中国電力の今井です。設置位置と距離に対して、
1:08:45	ちょっと設計の内容については、ちょっと手持ちご説明できる資料がありませんのでちょっと前へと確認をちょっとさせていただければと思います。
1:08:54	以上です。
1:08:58	規制庁仲間ですよろしくお願ひします先ほど言った格納容器分 9000 モニターのサブチェンのところだけじゃなくて、おそらく
1:09:07	ベントフィルタの出口を専門医だとか、
1:09:10	もう、多分、その配管の外になってると思いますのでちょっと全体的にそれを、
1:09:17	説明できるようにお願ひしたいと思いますよろしくお願ひします。
1:09:24	中国電力の今井です。了解いたしました。
1:10:19	規制庁の吉崎です。補足の 5 ページ。
1:10:24	第 1 弁とフィルターの高齢低レンジの説明の、
1:10:30	※2 で、ちょっと先ほどちょっと説明してもらったんですけど、
1:10:35	この事故シーケン数は、TT だ分だけでしたっけ。他もありましたよね。
1:10:43	中国電力の今井です。先ほどご説明させていただいたシナリオとして、TQUV と TW が 30 時間というところがございます。
1:10:54	以上です。
1:10:57	規制庁の施設事故シーケンス想定 C で括弧でその旨を記載していただくことは可能でしょうか。
1:11:07	中国電力の今井です。
1:11:09	その旨記載したいと思います。以上です。
1:11:15	規制庁吉崎ですよろしくお願ひします。
1:11:18	少々お待ちください。
1:11:23	規制庁仲村です。補皮革の 31 ページの燃料プール S 放射線モニターの
1:11:30	高レンジ低レンジのところの、32 ページで 32 ページの
1:11:36	構造図なんですけど、これ、恒例に低レンジと一緒に書かれてて、
1:11:43	はこれ概略図なのであれなんですけど、二つ、うちのどちらが
1:11:48	高齢に土砂が低レンジかっというのがありますか。
1:12:00	中国電力の今井です。
1:12:03	この概略図上、そこがちょっと見えないかなというところで、
1:12:10	少し補足させていただきたい、いただいた方が良いのかなと。
1:12:15	今、思っております。
1:12:18	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:19	位置関係としましては補足説明資料 14 ページをご覧くださいと思います。
1:12:30	こちらに配置図ございまして図の
1:12:36	左側の壁面になりますけども、低レンジについては、北川、これ南側というところでございます。
1:12:44	ただ先ほど比較表の概略図では、そ、そういった位置関係わかりませんので、
1:12:57	どちらでもいいのかもしれませんが概略図でございますので位置関係としては先ほど補足 14 ページに記載した位置関係でございます。以上です。
1:13:17	規制庁仲村です。来概略図なので位置関係は補足でわかるので、ここ 2 その無理に書かなくてもいいかなとは思んですけど。
1:13:30	あれですね一応、
1:13:34	図 3-1-6 で表ではわかるんですけどその図の中に、低レンジレンジどちらも書かれてるってことだけはわかるようにしていただけたらと思うんですけどいかがでしょうか。
1:13:55	中国電力の今井です。高レンジ低レンジが明確になるように、追記させていただきます。以上です。
1:14:06	規制庁仲村ですよろしくお願ひします。
1:14:23	規制庁の義崎です補足説明資料の、
1:14:27	18 ページで、
1:14:30	何だ、線量率の評価で、解析コードで、何だ、このQAD。
1:14:40	コードを用いてこれは解析コード側で説明するという、この解析コードについては、
1:14:47	解析言葉で説明するという理解でよろしいですか。
1:14:53	中国電力の今井です。その通りでございますまして解析コードはまとめてご説明する資料がある、あったかと思ひますので、QADについてもそちらでご説明することとなります。以上です。
1:15:09	規制庁の井関です。了解しました。所長松倉委員。
1:15:27	規制庁仲村です。すいません燃料プールエリアフォースモニターの高レンジの計測範囲なんですけど、
1:15:38	補足の 23 ページの図、
1:15:42	図を見ると、
1:15:45	高レンジの範囲って、1 から 10-8 乗になつてて、
1:15:52	13 ページの計測範囲を見ると 10 から 10、10-8 乗になつてるんですけど、これって多分図が違ってるんじゃないかなと思ひますけど、いかがでしょうか。
1:16:20	中国電力の今井です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:22	ご指摘の範囲が、
1:16:24	少し違う。
1:16:26	ているかなと。ご指摘の通りだと思いますので、ちょっと確認して、適正化させていただきます。以上です。
1:16:35	規制庁仲間ですよろしく願います。少々お待ちください。
1:17:41	あ、規制庁の義崎です放管の方一旦これでマクリーたいんですけども、そちらから何か説明というか、質問あるでしょうか。
1:17:57	中国電力の今井です。放射線の監視では特にございません。
1:18:03	引き続き、あと、
1:18:05	時間的な、
1:18:08	ところで引き続きご説明させていただくことでよろしいでしょうか。どう、どういたしましょうか。
1:18:14	規制庁のヨシツグササキにコメン等、確認したいんですけども。
1:18:21	中国電力の今井です。了解いたしました。
1:18:25	準備いたします。
1:19:11	規制庁ヨシツグですモニター見えてます。
1:19:19	はい。中国電力川口です。ちょっとコメントについてちょっと確認させていただこうと思います。
1:19:29	はい。まず1番目は、補正通補足説明資料のページになるんですが、
1:19:35	コメント内容としましては、従来の指示計はDB版で確認できること、及び、設置許可から変更となる対象計器を明確化すること。
1:19:44	二つ目が、比較表の18ページ。
1:19:47	中央制御室内にある二つあるC系について、その違いを説明すること。
1:19:53	三つ目非架空の20ページ、第1ベントフィルタ出口放射線モニター高レンジを多重化している理由を説明すること。これは、
1:20:02	備考欄に、その具体的に説明している説明書飛び先を記載すること。
1:20:08	次比較表の18ページ、一次系はlateメーターの設置場所について説明すること。
1:20:15	次、比較表の需要、資格者の10ページ、第1パラグラフの、
1:20:20	最終ヒートシンクとかのあそこの本文の記載について、記載を検討すること。
1:20:25	同じ9ページですが、解除できる設備について記載を検討すること。
1:20:32	次、架空の15ページと本設の3ページに該当するんですが、検出器の設置位置について、電離箱の性能と、設置の距離も含めて、
1:20:44	について町防災に説明すること。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:46	次、徒歩節の 9、5 ページですが、事故シーケンスについて具体的に説明すること。
1:20:53	次、比較の 32 ページ。
1:20:56	こちらが高レンジを当て利用がわかるように記載を検討すること。
1:21:00	最後節の 23 ページになりますが、電力鳥居エリア放射線モニター高齢確保S Aの継続範囲について記載を適正化すること。
1:21:08	コメントとしては以上となります。
1:21:11	以上です。
1:21:16	規制庁仲村です。はい。今あるコメントは。はい。大丈夫です。
1:21:23	あとちょっとすいませんちょっと追加で 3 点ほど確認と、ちょっと追記外ということで、
1:21:32	検討いただければと思うんですけど、比較表の 45 ページの可搬式気象観測装置なんですけど、
1:21:40	ずっと
1:21:43	3.4 かとかずっと
1:21:47	説明があつてで、この気象観測装置だけその台数が何台という記載がないのでちょっと
1:21:55	記載を検討いただけると思うんですがいかがでしょうか。
1:22:02	中国電力の原です。瀬戸台数につきましては 1 台と予備が 1 台になりますが、記載について検討させていただきます。以上です。
1:22:13	規制庁仲村ですよろしくお願ひします。あと比較 47 ページの 3-6-1 の、
1:22:22	継続期間ウシジマた表示のところ、
1:22:26	移動式周辺モニタリング設備については、現場にて指示または表示し記録する設計とするっていうふうに記載があつてで、
1:22:36	これ、移動式周辺モニタリング設備っていうのが、その可搬式モニタリングポストも含まれるような記載だと思う
1:22:45	引き込まれる名称だと思うんですけど、これも現場にて指示または表示記録設計とするっていうことなんでしょうか。
1:22:55	中国電力の原です。江藤菅式、モニタリングポストに関しましては、緊急時対策所で電磁的に記録することにしてますので、一応、現場で指示表示はできますが、
1:23:10	修正を検討させたいと思います。以上です。
1:23:17	規制庁仲間ですよろしくお願ひします。あと最後には補足の 11 ページの加圧判断フローのところなんですけど、
1:23:29	もう費、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:32	ひし形の下のひし形の方で、通常水位+約 1.2メートルっていうのが、
1:23:37	あるんですけど、
1:23:40	S/Cのことだとは、
1:23:43	わかるんですけどちょっとこの記載が、あとS/C。
1:23:47	かっていうのはわからないので、そこはちょっと記載サブチャン部仙波ということ をわかるように、記載いただけてますのでよろしくお願いします。
1:23:58	中国電力の原です。こちらにつきましては以上と技術的能力の 1.18 からの引 用しておりますがちょっとこちらちょっと適正化を主考えたいと思います。以 上です。
1:24:15	規制庁仲間ですよろしくお願いします。とりあえず、以上となりますので、
1:24:26	まず、こちらからは以上になりますので中部営業部が何もなければ、後半の方 に入っていく、いければと思うんですけどよろしいでしょうか。
1:24:40	中国電力の河島です。それでは、
1:24:45	工学的安全施設等の起動、カッコ作動信号の設定値の根拠に関する説明書 について、説明させていただきたいと思います。
1:24:54	まず、説明の流れといたしましては、まずは比較表をそのあとに、補足説明資 料の図面、説明をさせていただきます。
1:25:03	また、記載の適正化した箇所については、
1:25:07	一部を除き、該当ページに差しかかりましたら、適宜説明させていただこうと思 いますので、よろしくお願いいたします。
1:25:15	それでは早速、比較表の 3 ページをお願いいたします。
1:25:21	まず、こちら記載の適正化箇所がございますが、
1:25:24	島根の記載で、一番下の行。
1:25:27	ページ番号に対して黄色着色しておりますが、こちらの記載適正化理由につ いては、後程ご説明させていただきたいと思いますので、ここでの説明を一旦 割愛させていただきます。
1:25:40	次に、こちらのページ、先行プラントとの葬儀箇所について説明させていただ きますが、
1:25:47	まず一つ目のポツで、設計方針の相違ということで、東海第 2 棟、それが庄子 でございます。
1:25:54	こちら理由については記載してあります通り、島根 2 号機は、
1:25:59	設計基準対象施設に関する設定値の変更はない。
1:26:03	と記載しておりますがこちら詳細については次のページで説明させていただ き、いただこうと思いますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:10	一旦ここは紹介ということで、止めさせていただきます。またこちら、そういう理由は、①の相違と、類型化させていただいております。
1:26:21	こちらの目次につきましては、同様の東海林城野沿いが、
1:26:26	全部で3ヶ所あるといったものになっております。
1:26:30	続きまして、4ページをお願いいたします。
1:26:35	4ページの、島根のオオキサイで中段頃に、
1:26:40	なお以降に、
1:26:42	実線を引いている箇所がございますが、こちらは先ほど目次の方で説明させていただいた、①の相違が、東海第2と称してございます。
1:26:53	こちら東海第2等の記載を見比べてもらいますとわかる通り、島根2号機は、先ほどのその繰り返しになるんですが、
1:27:01	設計基準対象施設に関する設定値の変更をしていないため、
1:27:06	東海林とこのような記載の相違が生じてございます。
1:27:10	こちら同様の層位箇所が、
1:27:14	当該ページの、
1:27:15	島根の2ポツ基本方針の下のブランクあたりでも、
1:27:20	同様に①の相違ということで、
1:27:23	期待にそれが生じてございます。
1:27:27	こちら、
1:27:30	これ以降も同様の記載が、
1:27:32	記載の相違が生じてございますが、
1:27:35	これ以降繰り返しとなるため、説明については、割愛させていただきます。
1:27:41	次に、5ページをお願いいたします。
1:27:46	こちら、記載の適正化箇所がございますので、まずそちらの説明をさせていただきます。
1:27:53	島根の記載で、
1:27:55	黄色着色箇所になりますが、
1:27:57	表現を明確化するため、記載を追記したものでございます。
1:28:02	また次のパラグラフの2行目の終わりに、
1:28:05	原子炉再循環流量を、と記載してございますが、
1:28:10	こちらもともと原子炉再循環系流量と形を記載しておりましたが、誤記であったため、
1:28:19	形を削除しております。
1:28:22	以上が記載の適正化箇所のご説明になります。
1:28:25	続きまして、先行プラントとのそういう箇所になりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:29	今見ていただいた同じパラグラフの下の方で、
1:28:33	東海第 2 と遅いが生じてございます。
1:28:37	こちらは記載箇所が異なっておりまして、島根 2 号は、こちら後程の 8 ページ。
1:28:44	2、2 ポツ 2 ということで、同様の記載がありまして、内容としては、それはございません。
1:28:52	続きまして、6 ページをお願いします。
1:28:56	こちらでも規制の適正化箇所がございますのでまずそちらを説明いたします。
1:29:02	嶋田の記載で、中段あたりに黄色着色箇所があるかと思いますが、こちら、
1:29:07	もともと原子炉保護系とを記載しておりました、記載しておりましたが、正しくは
1:29:14	記載してある通りの原子炉提示括弧スクラム形であるため、
1:29:19	修正してございます。
1:29:22	記載の適正化箇所については以上となりまして、
1:29:25	続きまして、先行プラントとのそういう箇所になりますが、
1:29:30	一つ目のそういった所、
1:29:32	柏崎 7 号の記載に対して実現をひいている箇所になりますが、
1:29:36	こちら、
1:29:37	島根は、既設の検出器を用いて、あとは不要の信号のみを、
1:29:43	公認対象として新たに追加したものであることから、このような相違が生じてございます。
1:29:49	こちら以降、同様の整理については、類型化しておりますので、同様な説明については割愛させていただきます。
1:29:58	次に、三つ目のそういう箇所ですが、
1:30:01	柏崎 7 号の大きさによりまして、
1:30:04	下から 2 行目の実践箇所になります。
1:30:08	こちら、設備の相違によるものでして、
1:30:11	次の 7 ページに理由は記載してあるんですが、
1:30:15	こちら、
1:30:17	これまでのヒアリングでも何度かご説明させていただいている内容になりますが、島根 2 号機は、原子炉再循環ポンプの系及び質量が大きい電動機の
1:30:31	電源喪失による原子炉再循環ポンプ停止後の十分な感性を有していることから、
1:30:37	原子炉水位低、括弧レベル 2 で原子炉再循環ポンプ 2 台 2 台を停止させる設計としている。
1:30:43	という理由でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:46	こちらの層理についても類型化しております、A5の説明については割愛させていただきます。
1:30:53	次の層位箇所ですが、
1:30:55	柏崎7号の第2パラグラフ
1:30:58	下から2行目の、
1:31:00	直井河野を实践箇所になりますが、
1:31:03	こちら、
1:31:04	島根は、
1:31:05	柏崎7号とは異なり、アクシデントマネジメント、アクシデントマネジメント整備時に、機能を追加しているものであることから、相違が生じてございます。
1:31:17	次のそういう場所ですが、
1:31:19	7までの記載で、下から5行目、6行目に实践箇所がございます、
1:31:25	こちら柏崎7号と設備が、そう。そうしてるものによるものです。
1:31:32	原子炉再循環系の設備構成が異なっているため、生じているものでございます。
1:31:38	続きまして、8ページをお願いします。
1:31:43	まず一つ目の層位箇所ですが、
1:31:45	島根の2ポツ2の記載に、波線を引いております、
1:31:50	こちらは先ほど比較表の6ページで、
1:31:53	ご説明した内容になりますが、東海第2と記載箇所が異なる
1:31:58	箇所となっております。
1:31:59	こちらの内容に関しては、相違はございません。
1:32:04	次の層位箇所ですが、
1:32:06	島根の記載で、括弧1号の第1パラグラフで、
1:32:11	下から2行目に、
1:32:13	または低圧炉心スプレイポンプ、という箇所に、
1:32:18	実線を引いております、こちら、柏崎7号と、恐れがございます。
1:32:24	理由といたしましては、非常用炉心冷却装置の設備構成、ポンプの構成が異なることから、生じている通りでございます。
1:32:34	こちらのそれについても、類型化を実施しております、以後の繰り返しの説明は割愛させていただきます。
1:32:43	また、同様の箇所になりますが、
1:32:45	島野北井で運転中、
1:32:48	という箇所に実線引いておりますこちらについては、東海第2、柏崎7号と相違が生じてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:57	こちらはそういう理由は記載している通りなんです、
1:33:01	ちょっと補足して、補足させていただきまして、
1:33:06	有効性評価でも、もうすでにご説明させていただいた内容、
1:33:10	いうのを繰り返しになるんですが、
1:33:12	低圧ECCSポンプの運転信号の検出方法といたしまして、
1:33:18	ポンプ遮断器閉と、
1:33:20	ポンプ吐出圧力高信号があるかと思いますが、
1:33:24	島根の場合は、圧力計が、
1:33:27	ポンプ下流の逆止弁の後段に設置していることから、
1:33:31	ポンプ起動後に異常停止した場合に、
1:33:34	残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができないという可能性がございまして、そのため、
1:33:41	ポンプ起動を正常に検出できる、遮断器閉信号を採用していることから、
1:33:46	こういった相違が生じてございます。
1:33:49	こちらについては、先ほども申し上げましたが有効性評価で説明させていただいた内容となっております。
1:33:57	こちらの層理についても、類型化を実施しております、以降同様の説明は割愛させていただきます。
1:34:05	続きまして、ページ飛びまして 10 ページをお願いします。
1:34:12	こちら、一つ目の層位箇所ですが、
1:34:14	島根のオオキサイでなので 23 という数字に対して、実線を引いておりますが、
1:34:21	こちら、東海第 2 柏崎 7 号と、小副川荘司でございまして、
1:34:27	プラントの相違により、圧力の設定値が異なることから、生じている通りでございます。
1:34:35	次の増員についてですが、
1:34:37	同じ行の、及び以降の実践箇所、東海道、東海第 2 と、
1:34:42	主相違が生じてございまして、
1:34:45	こちらは、
1:34:47	島根 2 号が、
1:34:48	あとは使う設備用の原子炉圧力高信号に対して、
1:34:52	逃がし安全弁の逃がし弁機能の最低吹出し圧力を考慮していることから、
1:34:58	生じている相違でございます。
1:35:01	次に 11 ページをお願いします。
1:35:06	こちらのページでは、記載の適正化として、記載表現を見直した箇所がございますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:13	まずそちらの説明をさせていただきます。
1:35:17	こちらのもとと島根は、原子炉圧力高の設定値ポンプについて、
1:35:24	代替制御棒挿入機能と、
1:35:27	大大原子炉再循環ポンプトリップ機能の設定時の考え方というものが、同様であるということから、
1:35:34	4 ポツの項ではそれらをまとめて記載して、
1:35:39	東海第 2 等、ちょっと同様にはなるんですが、記載を省略する旨を記載しております。
1:35:47	しかし代替制御棒挿入機能と、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能、
1:35:53	この実際の動きというものは、実際には、
1:35:57	動作する動きが異なるということから、
1:35:59	別々の機能であるということで、記載表現を明確化するため、
1:36:04	分けて記載することにしました。
1:36:07	これが記載過程、適正化リストのナンバー5に記載するという内容に該当します。
1:36:15	ここで先行プラントとの相違は、
1:36:20	離れまして、今申しあげました、省略していた内容について、ちょっと具体的にご説明させていただこうと思います。
1:36:30	飛んで 16 ページをお願いします。
1:36:36	このページ以降で、
1:36:39	具体的な設定値を示している内容になっておりますが、
1:36:45	先ほど申しあげた修正前の記載としては、
1:36:48	こちらのアトワス緩和設備の代替制御棒挿入機能、
1:36:52	あと、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能、その二つの設定値の考え方が、同様であったこと、同様であることから、
1:37:01	こちらの表に対して、
1:37:02	東海第 23 と同様になるんですが、目的機能の欄に代替原子炉再循環ポンプトリップ機能についても記載して、一つの表として表現しておりましたが、
1:37:15	先ほど申しあげましたように、
1:37:18	実働としては、二つの機能というのが別の動きをするという観点から、
1:37:25	ちょっとすみませんまた飛び飛びになって申し訳ないですけど 18 ページに飛んでもらいまして、
1:37:33	こちら、(2)以降、黄色着色で示している箇所になりますが、
1:37:40	原子炉再循環ポンプトリップ機能を、
1:37:44	個別に項目立てして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:47	新たにこのように表として表現しているものとなっております。
1:37:52	もともと一つの表にまとめて、こちらの記載を省略していたというのが、
1:37:59	今回、修正してる、中止となっております、
1:38:03	記載を省略する、
1:38:05	ことなく、
1:38:07	代替制御棒挿入機能と代替原子炉再循環ポンプトリップ機能を別々に記載することで、表現の明確化を図っていると。
1:38:15	いう説明になります。
1:38:18	なお、記載表現を見直しただけなので、数値等は変わっておりません。
1:38:25	記載表現を変えただけとなっております。
1:38:29	以上が、際省略していたという、省略の内容について、
1:38:34	ご説明させていただきました。
1:38:38	これらの表現の見直しによる、記載の適正化の内容、
1:38:42	が、時適正化リストのナンバー6 から 9。
1:38:45	こちらが該当しております。
1:38:50	また、(2)を、今ご覧いただいている(2)を新規に追加したことによって、ページ番号が増えましたので、
1:38:58	目次で後程ご説明すると申し上げましたページ番号の記載の適正化。
1:39:04	そちらの方を実施しています。
1:39:08	そのページ番号の変更というのが、適正化リストのナンバー1 に該当しております。
1:39:16	すいません記載の適正化の説明がちょっと長くなってしまいましたが、戻りまして先行プラントとの相違での説明に移ります。11 ページをお願いいたします。
1:39:32	今の説明に絡む内容となりますが、一つ目の、そういう理由といたしまして、記載表現の相違をしておりますが、
1:39:42	こちら、東海第 2 との相違ということで、
1:39:46	代替制御棒挿入機能と代替原子炉再循環ポンプトリップ機能を、
1:39:51	記載を省略することなく、
1:39:53	それぞれ記載していることから、
1:39:56	生じている相違でございます。
1:40:00	こちらの整理については類型化し、以降同様の説明については割愛させていただきます。
1:40:07	なお、先ほどご説明した、記載の適正化ということで記載を省略することなく、
1:40:14	それぞれ別々に記載するという修正についてですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:19	同じページのbポツ、原子炉水位低括弧レベル 2 に対しても実施しております、機能別にそれぞれ
1:40:28	設定値の根拠を示していると。
1:40:30	いう修正を、を実施しております。
1:40:33	ということで、東海大イトウ記載表現の相違が生じているということで、類型化した番号を記載しております。
1:40:42	続きまして、16 ページをお願いいたします。
1:40:49	こちら、二つ目の遅い箇所にあります、
1:40:52	嶋田の記載で、7.41 という数値に対して実線を引いております、
1:40:59	東海第 2 柏崎 7 号と相違が生じてございます。
1:41:03	こちらは、プラントが異なることによる設定値の相違ということになっております。
1:41:08	以降、同じ表の中で、数値に対して、実現を幾つか引いてる箇所がございますが、同じそういう理由の繰り返しになりますので、備考の層理については、記載を省略しております。
1:41:23	次に、
1:41:24	17 ページをお願いします。
1:41:28	こちらのページから原子炉水位低、括弧レベル 2 の設定値根拠について記載しておりますが、
1:41:35	原子炉圧力高と同様に、先ほども申し上げた通り、代替原子炉再循環ポンプリップ機能に関しては、記載を、
1:41:45	分けて、
1:41:47	いることから、東海第 2 とは、記載表現が異なっております。
1:41:53	こちら二つ目のその年になりますが、
1:41:55	東海第 2 柏崎 7 号との相違によるものでして、
1:41:59	こちらプランとの相違による設定値及び水位基準点が異なることから、
1:42:04	そういう承知でございます。
1:42:06	こちらについてもそういう理由ある経過敷いております、以後、繰り返しの説明を割愛させていただきます。
1:42:13	続きまして 18 ページをお願いします。
1:42:18	こちら、三つ目の最初にありますが、
1:42:21	先ほどの代替制御棒挿入機能と同様、圧力設定値が異なることから、醤油相違が生じてございます。
1:42:31	続きまして飛んで 21 ページをお願いします。
1:42:37	二つ目のそういう箇所になりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:39	こちら、柏崎 7 号と、恐れが生じてございます。
1:42:44	こちらの理由といたしましては、島根の代替原子炉再循環ポンプトリップ機能に用いる原子炉水位低、過去レベル 2 の設定の考え方、
1:42:54	そして、原子炉非常停止信号である原子炉水位低の信号に対する不要などその防止を、を考慮しているためでございます。
1:43:04	考慮する信号の対象が異なるため、生じている相違となっております。
1:43:11	このページ以降は、今まで類型化しております。そういう理由が繰り返しになりますため、ここで比較表の説明を終わらせていただきます。
1:43:23	続きまして、補足説明資料に移らせていただきます。
1:43:29	まず、こちらの補足説明資料の概要となりますが、
1:43:34	先ほどの説明書の内容を一部詳細に記載している。
1:43:39	といった構成となっております、先行他社との
1:43:44	先行プラントさんとの資料と比較しても、相違点としては、先ほどの説明書で、
1:43:49	ご説明いたしました点と、同様となっております。
1:43:55	それでは、通し番号の 1 ページをお願いします。
1:44:00	こちらのページでは、1 ポツとして、あと扱う設備、佐渡原子炉圧力高の設定値の考え方を記載しております、
1:44:08	1 ポツ 1 で基本的な考え方を示しております。
1:44:13	図 1-1 として、スクラム用の原子炉圧力高、
1:44:17	アドバイス用の原子炉圧力高、それぞれの設定値の相対関係を簡単に示しております。
1:44:24	次の 2 ページに移りまして、
1:44:29	こちらの方で、
1:44:30	セット値等について記載しているものとなっております。
1:44:36	記載内容といたしましては説明書の方でもお示した図と、
1:44:40	重複している箇所がございますが、逃がし弁機能の最低吹き出し圧力を記載していると、違いが生じてございます。
1:44:51	以上が、あとは通用の原子炉圧力高の考え方を示した内容となっております、
1:44:57	次の 3 ページをお願いいたします。
1:45:03	こちらのページでは、
1:45:04	代替自動減圧機能の、をえる構成について記載しております、
1:45:08	2 ポツ 2 で、タイマーの設定の考え方を、補足説明資料のほうで記載しておりますと。
1:45:15	いう内容となっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:19	最後に、
1:45:20	5 ページをお願いします。
1:45:25	こちらで、計装誤差に含まれる余裕の考え方ということで、
1:45:30	記載しております。
1:45:32	だ。
1:45:33	図 3-1 を見てもらうとわかる通り計装誤差、計器誤差、セット値、設定値。
1:45:42	余裕といったものを、考え方がまとめられています。
1:45:48	こちらの資料といたしましては、原子炉水位低角レベル 2 を代表してイメージ しております、
1:45:56	こちらの書いてある通りになりますが、
1:46:00	計器誤差自体といたしましては、
1:46:03	3.2 センチメートルというのが、誤差となっております、
1:46:07	そちらの計器誤差に対して、原子炉水位、小田駅の最大計器誤差に合わせて、
1:46:15	保守的に、
1:46:17	4.0 センチ、
1:46:20	というもののものにするので、
1:46:24	本来の設定値に対して、早く信号が出ることになりますが、
1:46:29	安全性に影響を与えることはないというものを示した資料となっております。
1:46:34	これで工学的安全施設の起動、作動信号の設定値の貢献に関する説明
1:46:41	説明を、
1:46:42	を終わりたいと思います。
1:46:44	以上です。
1:46:50	はい。規制庁のヨシザキで説明ありがとうございました。
1:46:54	比較表、となった類型化のリスト、1 ページ目ですかね。
1:47:01	ここで 1 から 7 まであるので、単にちょっと確認なんですけど、
1:47:06	御説明であった②のところであトワスへの信号を新たに追加するというのは、 これは、検出器は既設で、
1:47:14	そこから分岐して、
1:47:17	持ってくる。
1:47:19	そういう説明でしたか。
1:47:24	中国電力の河島です。ご認識の通りで、検出器自体は既設ということで、今回 記載しているのはアトワス用として、信号を追加しているといった趣旨で記載し ております。
1:47:37	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:44	規制庁の井関です。あとは仕様として、なぜ他の。
1:47:48	まず新設検出器は、
1:47:51	何をつ新設する。
1:47:53	んでしょうか。
1:47:57	中国電力のカワシマですいませんちょっと言葉足らずでしたが、公務員の、を 購入用として、新聞を追加するということで、記載している趣旨でございます。
1:48:09	以上です。
1:48:31	規制庁の義崎です認識は合ってると思うんですけどいやもともとある既設の検 出器から信号を後出すように持つてくということで、
1:48:43	よろしいですかね。
1:48:51	中国電力の河島です。
1:48:54	ご認識の通りです。
1:48:58	規制庁の井関です新設する検出器も確かあったと思うんですけど、
1:49:02	それはレベル1でしたっけな。
1:49:06	新設する計器は、
1:49:09	検出期間、どの信号に使うかというのを説明しております。
1:49:19	中国電力の河島間瀬少々お待ちください。
1:49:33	中国電力の福間でございます。ご説明させていただきますとですねまず1点 補足させていただきますけども新設というのはですねもともと計器自体はあっ たんですけども、存在はしておったんですけども今回
1:49:48	アトワスの設備が工認の対象設備となったということで今回新たに、
1:49:54	公認対象として、
1:49:56	追加したという。
1:49:58	ところでございます的場津野設備はもともと自主でつけておりましたので、その あたりは許認可の設備当初には全然出てこなかったものが今回、
1:50:09	SA設備となっていることということで工認対象として出てきたということで追 加。
1:50:14	新設といいますか追加するというような記載をしてございます。それでですね
1:50:20	原子炉の水位計については今回アトワス用として新たに、
1:50:26	出て、
1:50:28	ております。
1:50:29	あと炉圧の方もですね
1:50:33	原子炉圧力の方も、
1:50:35	今回新たに公認対象の契機として、
1:50:39	ます。あとですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:44	大体、
1:50:45	少々お待ちください。
1:50:52	代替自動減圧のロジックに使う計器につきましてはもともと、ADSの作動ですとか、その他のECCSの起動に使う起動信号として使う検出器でありましたので、圏域自体は、
1:51:05	もともと工認対象の経費であったというところでございます。以上です。
1:51:13	規制庁の吉武です。わかりました。思い出しました。あとは数はだから今回工認、明和地所だったのを工認対象にするから、
1:51:24	それで今回、
1:51:27	し、新しく登録すると新規の追加になるんですけども、
1:51:32	景気自体は、前からあると。
1:51:36	それでもアトワス用の検出器なんですかね。
1:51:47	中国電力の福間です。アトワス用の検出器のものもございまして、
1:51:54	代替自動減圧のものについては、いいし、その他のECCSの起動信号と共用しているものが、ものがございまして。以上です。
1:52:06	規制庁の伊勢ですわかったんですけども、
1:52:12	ちょっと確認あったら
1:52:15	次週、以前はAM対策でやったものでそれは、
1:52:21	なんだ、単独でついてるんですかねアトワス用の検出器が、それとも、
1:52:25	何だ、他の。
1:52:28	既設のスクラム系のやつからもらってきているのかというのはわかるでしょうか。
1:52:37	中国電力の河島です。
1:52:39	ECCS系統は別として取り付けているものでございます。以上です。
1:52:48	規制庁の吉武それは飛ばす専用のものがあると。それが既設からあって、それを今回新たに工認で対象にすると、そういう理解でよろしいですか。
1:53:02	中国電力の河島です。すいません、わかりにくくて申しわけない。申し訳ないですが、ご認識の通りです。以上です。
1:53:13	規制庁の吉崎です。理解しました。
1:53:17	少しその辺の備考に、
1:53:21	下へわかるように書いてもらえるでしょうかね、今の説明のところ。
1:53:25	何だ、比較の6ページか。
1:53:28	中国電力の福間でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:31	どの検出器をどのように使っているかというところなんですけども、今回の説明資料ではないんですけども、計測装置の校正に関わる説明書ですね、補足説明資料ございまして、
1:53:44	この補足説明資料の、
1:53:49	41 ページの方にですね、各県セキ会でございましてそれぞれの用途を記載している表がございますので、
1:53:56	そちらを
1:53:58	見ていただければと思っております。
1:54:01	以上です。
1:54:03	規制庁の井関そうですねその計測の方の補足にありましてね。
1:54:08	ちょっとそこを読み込むような形で、括弧して、備考に追記していただきたいんですけども、よろしいですか。
1:54:16	中国電力、福岡です。承知いたしました。
1:54:23	規制庁の吉崎です。比較表の 7 ページで、
1:54:28	これしたから二つ目のところで、島根 2 号機はAM整備実機能追加、この機能は、
1:54:37	具体的には何を言ってるんですかね。
1:54:54	中国電力の河島です。
1:54:56	こちらの機能といたしましては、あとは使う設備として、代替制御棒挿入機能と原子炉再循環ポンプトリップ機能、こちらを追加したという意図で記載しております。以上です。
1:55:19	規制庁の義崎です経営 7 との相違がそこなんですかちょっと。
1:55:24	どこに対する、
1:55:27	層位カー。
1:55:28	説明してますか。
1:55:34	中国電力の河島です。
1:55:36	こちらのそういう箇所は
1:55:38	かしわざ聞いの、記載のなお書き以降に対して、相違が生じているものとして記載しております。
1:55:48	柏崎伊井さんが、
1:55:54	いつ頃からって書いてるに対して島根 2 号としては、この時期に、
1:55:59	追加してるものですよということを記載しています。以上です。
1:56:07	規制庁の吉崎です。理解しました。上の方から実線引いてるんで、どこのかなと思ったんですけど一番最後のなお以降のところの、
1:56:16	それについては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:18	そういうのを説明ということで、わかりました。
1:56:21	少々松倉。
1:56:52	規制庁の井関です。
1:56:55	許可の時でも話があった、
1:56:58	類型化の1ページ目の⑤のところで、
1:57:01	の吐出圧じゃなくて、遮断器の
1:57:06	信号を持ってきてるっていうところをちょっと⑤のところに少し、
1:57:10	その理由を、
1:57:12	書いていただきたいんですけども。
1:57:15	よろしいでしょうか。
1:57:19	中国電力の河島です。
1:57:21	⑤の、それに対して、記載を拡充する旨承知いたしました。記載内容について検討して、反映したいと思います。以上です。
1:57:36	規制庁の吉崎ですよろしく申し上げます。圧力計が逆止弁の手前にあるだけ奥にありましたっけ。
1:57:47	中国電久野カワシマです。逆止弁の後になります。
1:57:51	以上です。
1:57:55	規制庁の吉崎です。
1:57:58	後にあるから止まった時にも圧力が立ってるから、
1:58:01	そういう孫誤検知というか、止まってるんだけども、
1:58:06	起動してるように見えるので、
1:58:09	ということ。
1:58:10	でしたか。
1:58:14	中国電力の河島です。ご認識の通りです。以上です。
1:58:22	規制庁の義崎です圧力計を手前に持ってくるっていうのは、
1:58:27	配置上を困難だったからでしたっけ調子あのうろ覚えなんですけども、
1:58:33	説明してください。
1:58:46	中国電力の川島です。現場の設置スペース等の関係から、
1:58:53	元井、すいません。間瀬現場の施工が難しいということから、
1:58:58	現状の設計としているという認識をしております。以上です。
1:59:11	規制庁ヨシザキthe了解しました。
1:59:14	少々お待ちください。
1:59:25	規制庁仲村です。すいません。ちょっと細かいところなんですよ確認してください比較表の7ページで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:31	アトラス緩和設備の大体月最終版とポンプトリップ機能の悪影響がないというふうな記載動作に悪影響ないという記載で、
1:59:42	これふー。
1:59:44	すでにトリップしていることから、動作による悪影響はないというふうに記載があるんですけど、
1:59:51	これ、
1:59:52	としていった場合あと明日緩和設備の動きってのはどういうふうになるんでしょうか。
2:00:08	中国電力の河島です。
2:00:11	今ご指摘のありました、ポンプがトリップした後に、代替原子炉再循環ポンプ機能が動作するということですが、すでに遮断器が開放されていることから、特に
2:00:25	この後の動作ということはないものと認識しております。以上です。
2:00:32	規制庁仲間です。諏訪磯線遮断機が開放されて動かないということに理解しました。
2:00:40	それで、すみませんちょっとそんなできたかっていうと比較表の6ページの方で、アトラス漢数字の代替制御棒挿入機能、
2:00:49	がこれは空気が排出されていることから、
2:00:53	というふうに記載があるんでこれは動くのかなと思ってみたんですが、これは井川だどういう動きになるんでしょうか。
2:01:03	中国電力の川島です。こちら代替制御棒挿入機能が動作させる、電磁弁というのがスクラムする回路とは異なっております、
2:01:13	代替制御棒挿入機能が動作することによって、それ、それ用というかそのレジメンが動作するんですけど、
2:01:20	それに、
2:01:22	ついては、
2:01:23	すでに空気が配置されているので電磁弁が動作したところで、特段、影響はないというふうな記載をしております。以上です。
2:01:33	規制庁の宮澤わかりました悪影響がないというこれちょっと二つとも書いてあって
2:01:39	てあるんですけど、上の方はその動作したところで、
2:01:43	ということで、下の方はそもそも遮断器相手が動作しないことで理解しましたその認識でよろしいですかね。
2:01:50	中国電力の河島です。ご認識の通りです。以上です。
2:01:55	規制庁仲間です。はい、ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:04	規制庁吉崎です。比較表の 17 ページの、
2:02:09	ところなんですけど、17 ページの下の、
2:02:13	設定、L2 の設定根拠D。
2:02:18	3 行目ぐらいで、原子炉水位低による、
2:02:22	最後に減収対推定レベル 2 を設定する。
2:02:26	最初の現象推定はこれL3 を行ってるってことですか。
2:02:33	中国電力の河島です。
2:02:36	ご認識の通りでして、こちら最初に出てくる原子炉水位低というのは、原子炉 がスクラムするL3 のことを指しております、
2:02:46	ただ、
2:02:48	公認資料上、
2:02:49	L3 という言葉を用いてないことからここでは、単純に原子炉水位低とだけ記載 している。
2:02:58	ものになっております。以上です。
2:03:09	規制庁の井関ですL3、わかっ書けないです。
2:03:14	先ほど、
2:03:15	本庄の資料で書けないっていう話なんですけど、
2:03:19	河合甲斐てる何かまずいことがあるんでしょうか。
2:03:26	中国電力の河島です。
2:03:29	まずくはないかと申し上げます。表現が難しいんですが、一応信号の名称 といたしまして、レベル 3 とはつけずに、
2:03:41	原子炉推定ということで記載しているもの。
2:03:45	なので、
2:03:46	ここだけを書くかと言いますとちょっと、
2:03:50	検討が必要かと思っております以上です。
2:03:54	規制庁仲村ですけど、そ、その先ほど言われたのって
2:03:58	今許可でL3 レベル 3 って言ってるのは、は、現象についてっていうふうにつ ていて、
2:04:06	その他の例えばその減収推定のレベル 2 だとか、レベル 1 とかレベル 1 だと かっていうのは、原子炉水で括弧でついでという形。
2:04:17	てことですか。
2:04:20	中国電力の河島です。
2:04:23	ご認識の通りでして、そういった趣旨で書き分けをしているというものになっ ております。以上です。
2:05:09	規制庁のヨシザキです今説明いただいた

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:13	その原子炉については、
2:05:16	L3を指して、
2:05:18	括弧は必ずなければもうL3を指すと、そういう理解でよろしいんですか。
2:05:26	中国電力の河島です。ご認識の通りです。以上です。
2:05:33	中国電力の河島です。また資料上、もし、わかりにくいとおっしゃられるようでしたら、備考の方にですね、この原子炉について、
2:05:44	が何を指すかっていうところを追記しようかと思いますが、いかがでしょうか。以上です。
2:05:54	規制庁吉崎です。とりあえずそれでお願いします。そうしないと、何か、
2:06:00	ややこしくなるんで、
2:06:02	こっちの原子炉推定はL3を言っていて、下にL2があるからってということで、3レベルの関係がわかる。
2:06:10	ようにはなっていると。
2:06:12	本当は直接的にわかるようにしちゃったんですけどまあしょうがないですね。
2:06:17	はい。それでお願いします。
2:06:21	中国電力の河島です。
2:06:23	承知いたしました。以上です。
2:06:44	規制庁の吉崎です。ちなみに原子炉非常停止信号。
2:06:49	では、
2:06:50	これスクラムを行っていることですかね。
2:06:55	中国電力の河島です。
2:06:57	ご認識の通り、原子炉非常停止信号というのは、スクラムに用いる信号ということで、表現しております。補足なのですが、
2:07:09	原子炉がスクラムする動作に対しては、原子炉スクラムと呼んでおまして、信号だけを指す場合は、原子炉非常停止信号というふうに記載を書き分けているものでございます。以上です。
2:07:27	規制庁のヨシザキそれほどこかに、
2:07:29	書いてあるんですかね。
2:07:34	中国電力の川島です。
2:07:38	そのような記載は、資料上は出てきません。以上です。
2:07:50	規制、規制庁吉崎です用語の使い分けはずっと備考に、
2:07:56	少なくとも備考に書いていただきたいと思います。今言ったその信号だけを指す時は、
2:08:02	非原子炉非常停止信号で動作カトウhowとスクラムというのは、
2:08:06	少し

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:08	ややこしくなってるんで、
2:08:11	島根はそうしてるってことで、
2:08:15	ひまわりの表現の仕方はそれで統一されているということで、
2:08:20	用語の記載の仕方を、
2:08:23	少なくとも備考に記載していただきたいと思います。
2:08:28	以上です。
2:08:32	中国電力の河島です。承知いたしました。
2:08:36	用語の使い方については、備考のほうでわかるように、表現を検討したいと思います。
2:08:43	以上です。
2:08:59	規制庁の施設他の説明書も同じ用語を使っているということでよろしいんですかね。
2:09:13	中国電力の河島です。
2:09:16	計測制御設備関係に関しては、以上を整合を図っているという認識です。
2:09:25	おそらく他の全般についても、認識は取れてるかと思っております。以上です。
2:09:57	規制庁仲村です他に
2:10:02	中国政府の方で、
2:10:04	そういう統一があるっていうことでしたらすみません説明書関連の統一は図っていただきたいと思いますので、そこは先ほどからの計測はっていう形で言われたと思うんですけど、
2:10:16	そのすべてにおいて統一していただくと幸いですよろしくお願いいたします。
2:10:23	中国電力の河島です。承知いたしました。以上です。
2:10:50	規制庁の義崎ですとりあえずこちらからの質問は以上ですけども、こちらから説明、何か質問とかあるでしょうか。
2:11:02	中国電力の河島です。こちらからは特にございません。以上です。
2:11:09	はい。規制庁吉崎です。それでは最後コメントの確認をしたいと思いますので、お願いします。
2:11:17	中国電力は共有いたしますので少々お待ちください。
2:11:40	清町長、見えていますので、説明お願いします。
2:11:44	中国電力小口ですではちょっと、コメントリストにて確認させていただきます。まず、ナンバー1、比較表の6ページですが、アトワス用の検出器は単独ECCS系とは別で設置されていることを説明することということで、備考にその旨を記載すると。
2:12:01	二つ目比較表の1ページ目、類型化ナンバー5の記載について、詳細に現記載だけ記載について検討すること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:10	あと比較表の 17 ページの原子炉推定についてレベル 3、
2:12:15	とわかるように記載を検討すること。
2:12:18	四つ目同じく比較表の 17 ページで、原子炉非常停止信号について、原子炉をスクラムさせるための信号であることを説明すること。
2:12:27	最後、後は全般なんですけど小西においては用語を統一すること。
2:12:32	以上となります。
2:12:53	規制庁の吉崎です修正はだから本文ではなくて備考でっていうことで、3 番とか、
2:13:00	4 番とかっていうのは、そういうことで、
2:13:03	理解してますけど、同じ認識でよろしいでしょうか。
2:13:08	中国電力和栗です。こちらも同じ認識で一応今、ナンバー1 から 4 については、すべて備考の記載を、
2:13:17	県と、
2:13:18	変更すること。
2:13:19	ことと考えております。あわせてあとナンバー5 についてなんですけど、これはどちらかという、この説明一つ追加電波の話なので括弧書き、
2:13:29	にして、
2:13:31	コメントして括弧書きにしたいと思うんですが、それで問題ないでしょうか。
2:13:38	はい。
2:13:39	規制庁の井関ですそれはもちろん括弧書きだろうがなんだろうが、やってもらえばいいのでは用語の統一はよろしく願います。
2:13:50	中国電力小口です。了解いたしました。
2:13:58	規制庁の井関です。それでは、これで終了したいと思いますけども、最後、何か説明とか、何か確認したいことがあるでしょうか。
2:14:13	中国電力の川島です。こちらからは特段ございません。以上です。
2:14:21	はい、規制庁ヨシザキそれでは、本日のコメントヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。
2:14:29	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。